

厚生常任委員会

平成23年12月14日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎宮崎 和彦	○小林 誠	中西 和夫
辻 善次	里川宜志子	木田 守彦
嶋田 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	西本 喜一	住 民 生 活 部 長	乾 善亮
福 祉 課 長	植村 俊彦	同 課 長 補 佐	中原 潤
国保医療課長	寺田 良信	同 課 長 補 佐	猪川 恭弘
環境対策課長	栗本 公生	同 課 長 補 佐	角井 敏文
同 課 長 補 佐	峯川 敏明	住 民 課 長	清水 昭雄
健康対策課長	西梶 浩司	同 課 長 補 佐	増井つゆ子

3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 里川委員、木田委員

委員長

皆さんおはようございます。

全委員出席されておりますのでただいまより、厚生常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに町長の挨拶をお受けいたします。小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、里川委員、木田委員のお二人を指名いたします。

両委員にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付議議案について、（1）陳情第7号 「介護職員処遇改善交付金の継続」を求める意見書採択を求める要請書についてを議題といたします。事務局長の説明を求めます。 藤原議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、陳情第7号につきましてご説明させていただきます。

まず、陳情文書表を朗読いたします。

（ 陳情文書表朗読 ）

議会事務
局長

2枚目のほうをご覧いただきたいと思います。

本陳情の要旨をつけさせていただいております。要旨の朗読につきましては、省略をさせていただきますが、要約をいたしますと、介護職員の処遇改善を図るため、平成21年度に創設をされました介護職員処遇改善交付金がこの平成23年度をもって終了いたしますことから、24年度以降も継続を求める意見書を、国に提出してもらいたいという要請でございます。

なお、資料といたしまして、要請者からあわせて提出をいただきました意見

書案と、10月に奈良県議会が同趣旨の意見書を採択しておりますので、その意見書をつけておりますので、合わせてご参照いただければと思います。以上、簡単でございますがご説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、委員皆さんの意見をお聞きしたいと思います。なにかございますか。 里川委員。

里川委員 ちょっと担当課の方に確認をさせていただきたいんですが。私、一般質問の中でもちらっと言わせていただきましたけども、居宅介護の中でも家事援助なんかでしたらね、今の単位でいうと30分以上60分未満を1単位として援助を行うとなってるのが、今、45分未満に、1単位の時間を短縮しようという、そういう考え方が示されていると、十分な調査もせずにということで、私ちょっと文句言いましたけどね。それって法律なんかを触らなくても、そういうことって、厚生労働省の方からの意見というのか、もう厚生労働省の考えとして進めることができるというふうに聞いているので、来年度ですね、そういうことをしながらね、利用者の負担を多くして、この介護報酬などを決めていこうかというようなね、考え方になってるのかなと、ちょっと心配をしているところなんですけども。どうなんでしょうか、今、要支援1、2の利用料を2倍にしようとかね、いろんな動きあって、できるものは来年の4月からでもやっっていこうというような考え方で、審議会のほうでそういう話がでていようなんですかね。介護保険料すら今度20%ぐらい上がるって言うてるのに、被保険者への負担も高くなるというようなことになるんじゃないのかなというふうに思っているんですけど、これらの動向っていうのはね、改めてちょっと担当課の方、どんなふうに現状なっているというふうに認識してはるのか、お聞きしておきたいなというふうに思います。

委員長 植村福祉課長。

福祉課長 一般質問の際にもお答えしましたように、利用料とか介護報酬の変更というのは、事業計画、ひいては私どもの介護保険料に影響してきますので、現段階であまりなかなか決まっていないうことについては、担当としては歯がゆ

い思いをしているところでもあります。今、得ている情報では12月5日に社会保障審議会の介護給付費分科会というところでまとめられました、介護報酬改定に関する審議報告というのが、いわゆる最新情報でございます。この中では介護報酬の改定に関しますものですので、利用者の負担のことについては触れられてはおりません。で、その中で委員おっしゃいましたように、訪問介護サービスにおきまして、45分での区分を基本とした見直しを行うということが明記されております。なお書きがありまして、その際、今後とも利用者の心身の状況、生活環境や家族の状況を踏まえ適切なアセスメントとケアマネジメントに基づいて必要なサービスが提供されるよう配慮するものとするという、なお書きがかかれております。

先ほどちょっとおっしゃいましたように、法律改正が必要かということですが、これは介護報酬に関する部分ですので、省令改正で行われるものと考えております。

里川委員　　そうですね。ですから、私は怖いなと思いながら見てるんです。で、全国の社会福祉協議会の代表がおっしゃっているんですけど、家事援助ほど、その家庭の事情や個人の状況によって大きく幅のあるものはないというふうな表現を、全国の社会福祉協議会の方でも言われているような状況があります。こういう状況については目が離せないなというふうに思っておりますので、また担当のほうも気をつけていただきたいと思います。それともう1点なんですが、施設などに入所されておられるような状況の中で、痰の吸引など、これまで看護職員が行うべき医療処置というふうに言われていたものが、今度の改正で介護職員がその痰の吸引なんかができるというふうになりました。けれどもその点についてもですね、じゃあ医療のほうでのその報酬のつけ方と介護になったら報酬のつけ方どないなるんやろということなんかがね、私達にはまったく見えてないんですが、その辺はどんなもんなんでしょうね。

福祉課長　　確かに、施設などでは看護師の配置が少ないということで、例えば夜間看護師が帰ったあと、なかなかそういう医療行為を伴うことができないということで、それで現実には、痰吸引もですね、研修を積んだ介護職員には特例として現状でも認められているような話も聞いているんですけども、それを介護職

員にもやっていこうという話なんです、新聞報道で報じられている以上のことについて、現在、国から何かしら新たな情報を得ているという状況ではございません。ちょっと今のところ詳しい詳細についてはちょっと把握していないというのが現状でございます。

里川委員　私はね、この一連の動きというのはね、国が、とにかくこういった社会保障費などを削っていきたいという、でも介護保険制度って言うのは、介護が十分受けれるように、そして介護が必要な人にそのサービスの提供ができるようにということで創設をされた制度なんですね。ここで、これからの高齢化社会を支えていっていただくために、働いていただく方の環境というのはとても大切です。若い子でも、介護職員さん腰痛いとかね、いろいろ言ってはる若い子もいろいろいあります、そういう方達も頑張っってこの制度を支えていっていただかんとかんと私は思っています。そうやって仕事として成り立つべきものであるというふうに、以前から考えております。その割には、今、報酬が低く、ここにも書いてあるように、腰も痛い、待遇も悪い、将来のことを考えて転職を考えるとというような、最初すごい希望を持って、すごい社会に貢献するというような意欲を持って就かれた方でも、迷いを生じているとかいうようなことは数多くお話を聞いております。ですから、私は削ろう、削ろうとする国に対してね、この制度を維持するためにも、そこで働く人の処遇というものを、きちっと国の方にも考えていただいて、安に利用料を増やすとか、保険料を増やすでなく、国としても一定のこれは重要な仕事としてね、やはり資格も必要な仕事ですしね、ですから資格を持ってやられる仕事について、きちっとした処遇を図っていただいて、そのためのこの処遇改善ということで、時限つきでやっていただいた措置ですけれども、これは当然引き続きやっていくべきであって、単に何年間というよりも、今後、根本的にね、やはりここで働く方の職種としてのね、位置づけなんかもきちっとしていただけたらなというふうに思っています。ただ、現段階ではこの要請書にお応えする意味で、その交付金の継続というのは当然認めるべきだというふうに、意見書をあげるほうに、私は賛成をしたいというふうに思っております。

委員長　ほかにございませんか。　木田委員。

木田委員

今、処遇改善というような言葉が、これ出てきてますねんけどもね、介護報酬として、その事業者によって違うのやろうけども、1時間介護していただいたらですね、1,800円の報酬をいただいておりますと、だからパートさんなんかやたら、1時間で最低、奈良県の最低賃金やったら730円かなんかですわな。そんなことから考えたら、身体的な、体を使うという意味からおいたら、介護の方がこうきついんかもわかれへんけどもね。だけど事業者によって違いかもしらんけど、1時間1,800円といたらかなり高給ではないんかなと。だから事業者によってですね、その1,800円もらってはるところと、1,000円とかいろいろなかにはあると思いますねんけどもね。だから、一律に介護報酬がですね、そのように行き渡っておるんやったらええけども、町が事業者から請求される金額がですね、どんな金額になっておるのか知らんけど、うちの母親が来てもらっているところやったら、1時間で1,800円、事業者からいただいておりますということを聞いておるからね。だから、果たして介護してくれはる人がですな、処遇が低いんかどうかということ、この県内の事業者の方がどのような処遇を受けておられるのかわからへんけども、その仕事から言うたら、それほどえらい、時間的に言ったら1時間ぐらいの方が多いたは思いますねんけどもね。だから、だいたい、うちの何で89時間やったかな、なんかそれぐらい1ヶ月にやっていただいておりますねんけども、やっぱりそれが果たして安いんか高いんかという判断はですね、これはできるだけそりゃ改善してあげたら何やけど、その登録しておられる業者ていうのもね、1社だけやなしに、2社も3社も同じ人が登録しておられるんですわ。そしたらうちで1時間であっても、またよそで1時間というふうな形でね、何箇所にも登録しておられる方がおられるからね、果たしてそんで報酬が安いんか高いんか言われても、やっぱり他の事業に比べたらそれほど安くはないなと、私はそういうふうには思いますねんけどもね。だけどそれで処遇が改善されんねやったら、そうしてあげたほうがいいんやろうけども、とにかく実際問題としてそういう状況も知ってもらわなければね、やっぱり意見書とか、こういうふうな要望書とか出てきた場合に、全てそれを鵜呑みにしてですね、それを受理するということは、私はちょっとおかしいんちゃうんかなと。だから実際問題として、これをやっておられる事業者にですね、なんぼその働いて、どんだけの時間働い

て、どんだけ貰っているかという実態をちゃんと教えてもらわなければ、私らが受けておるそういう介護の事業者については、そんだけいただいてあったらそれでええののではないかなと、私はそういうふうに思いますねんけどもね。

副町長

この要請書について援護するわけではないんですけども、今、特に介護職員の処遇改善交付金、特に施設介護、特別養護老人ホームとか、老人保健施設がございすわね、あそこで働いておられる方の賃金が安いということの発想から国のほうでは、この交付金を設けられました。例えば特別養護老人ホームございすけれども、あそこでしたら例えば看護師さんでしたらだいたい初めで22、3万プラスボーナスとなっておりますけども、ヘルパーさんいわゆる介護職員さんでしたら、だいたい15万前後で支払っておられんですわ。というのは、施設の維持もせなあかんし、24時間体制をとっておられますんで、どうしても低くなっておるんですわ。ただ、一般の例えば家庭へ行かれるヘルパーさんは短時間労働で働いておられるんですわ。例えば1日4時間ですよと、こういう短時間労働の方にとりましては、例えばこの介護保険からその事業所へ、例えば2千何ぼ払われたら、そのうちの例えば今質問者おっしゃいましたように1,800円払いますよと、残りはあとの事業所の運営に当てますよとなっておりますけども、この施設全体でしたらいろんな意味で維持管理費かかりますんで、どうしてもそっちのお金にいつてもて、介護職員さんの分が安いということから、こういう国の方で交付金制度、期間限定でできたわけがございすので、そこらも担当のほうも承知しておると思いますので、全部が全部そういう状況じゃないと、ただ、施設は特に安いということで、こういうことが出てきたという経緯が、交付金の創設の経緯がそういうこととございすので、ご理解お願いいたしたいと思います。

木田委員

ということは、大手ちゅうんか施設自体が大きい、そういう施設については、介護職員というのは全体的に見たら安いということとね。だから、個人といたらおかしいけども、そこそこの、斑鳩町にも何箇所もそういう何ありますわな、デイサービスとかしてはる、そういうところは結局そないして1,800円とかいうような高い何になっている、賃金基準ちゅうんか、そないなっているんですかな。

副町長 どうしてもヘルパーさんを派遣するところは高いです。というのはその事業所自体が小規模ですからね。どうしてもヘルパーさんへの配分が多くなります。あとの自分とはあくまでも言うたら人材派遣みたいなものになっているんでしょう、人材派遣。ただ、デイサービスを例えば小さいデイサービスを運営したら、そのデイサービスの今度管理費がいきます。仮にそのデイサービスにお風呂があれば、お風呂の維持管理もいきますし、ということでこの管理費に幾ばくかのお金いきますんで、どうしても本人さんにいく分は少なくなると、ただ今言ったように、派遣だけの会社でしたら、どうしてもその派遣される人は短時間ですので高くなると、こういうことになっておりますんで。

木田委員 それとね、ほんだら何ヶ所にも登録しておられるというような、そういうようなデイサービスでっせ、そういう実態いうもんは掴んでおられるんですかな。

副町長 何ヶ所の登録といいますと。

木田委員 だから、デイサービスやっておられるところで、今さっき1時間とか2時間とか言うてましたやろ、そしたら1日それひとつしかなかったら1,800円貰ったって、その人成り立てへんですわな、だから2ヶ所とか3ヶ所とか。

副町長 その方の家庭の事情もありましてね、その方がそれだけで生活を維持しておられるのか、あくまでも自分のパートとして行っておられるのかによって違いますので、それについては個々それぞれに応じて、例えば自分ひとりで、その方がね、例えば1月に30万儲けたいとなったら、あっちこっちに登録しておられるかもわからないし、せっかくヘルパー取ってんから、何らかの形でお年寄りの方に役に立ちたいと、そのために1日に半時間でも働きたいという方については、その時間だけ働かれますんで、個々それぞれ違いますんで一概には言えませんし、それらのデータについては町では調査しておらないです。

木田委員 というのはね、これ介護職員がきつい何やから、職場がきついからどんどん

辞めていきはるというような、こういう何になってますやろ。そしたら病院とかそういう関係の何やったら、長時間になるからこう辞めていかはんのかね、そないしてデイサービス受けているところやったら、ここ終わったら、またよその何に行くとかね、えらいそんなきついというほどの何でもないかなというふうに思うねんけど。そら病院とかの何とは違うからね、なんとも言われけんけど。だけど、報酬自体はそんなに安いかなという、パートさんとかに比べてね、やっぱりそら病院とかの看護師さんなんかはそりゃ夜間勤務とかいろいろ、今さっき言わはったけど、夜間勤務とかもあるから安いというような何になっているのか知らんけど、けどできるだけ、どんだけが十分か言うのは難しいですわな。だからその辺のところも国でちゃんと決めていただいてでんな、だからそれに合った介護を受けられるようにしてもらえたら一番ええと思いますねんけどね。こんなん別に何も反対するものでもないねんけども、実態もある程度教えといてもらわなでんな、こんなん何でも出てきたらええわっていうものでもないと思います。以上です。

委員長 他、ございませんか。 辻委員。

辻委員 この意見書については一応賛成というような立場でしますけれども、今いろいろ私も求人やつ見てたら、看護師さんとヘルパーさんと、やっぱり副町長言わはるように、10万近く変わってきてますし、日給もかなり、時間給も変わってきています。時間給も600円とか700円とかそんな感じやったと思います。やっぱりこういう施設に勤めておられる介護職員さんについては労働もきつい、やっぱり資格の問題もありますけども、看護師取ろうと思ったらかなりの資格いりますけど、ヘルパーはそないにというような差はありますけども、ほんまに働く内容いうたら、介護職員さんはかなりきついということもありますよって、その辺も十分配慮したる必要があろうと考えてます。例えばまた、訪問介護さんについては、自分で単車で行かれる経費もありますよって、若干、やっぱりそれはもう時間給が高いという、その方は副町長言わはるように、昼の3時間やったら働きますよとかいう方で、やっぱりその辺で特に、値上げとかは要望されていない方もあろうと思いますけども、できたら貰うほうがええやろと思いますけど。また、特に今昼の時間帯の介護職員さんは多くて、

夜とか夜間とか、そういうのは人がかなり苦慮、事業者にとっては苦慮されている実態もありますので、できましたら国に対する、その処遇改善をしたってほしいというのが要望でございます。

委員長 他、ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、本陳情書について、皆さんのご意見をお聞きする中では、賛成という方向だと思いますので、本陳情書については、当委員会として、採択すべきものと決って異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 はい。それでは、陳情第7号については、当委員会として満場一致で採択すべきものと決しました。

ただいまの陳情書の採択によって意見書を提出しなければなりません、当委員会の発議をもって意見書を提出したいと思いますが、お手元の資料1の意見書(案)をもって、当委員会として発議することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

よって、当委員会の発議をもって意見書を提出したいと思います。

次に、2番目の継続審査について、(1)環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策 課長 それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご説明をさせていただきます。

今回は、可燃ごみの委託処理に伴います積替え作業を行うための仮施設設工

事の施工業者の決定、そして、生ごみの分別収集モデル事業の実施状況の2点につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、可燃ごみの委託処理に伴います、積替え作業を行うための仮設施設の工事につきましては、去る11月30日に9社によりまず指名競争入札を執行いたしまして、有限会社 清水土木が税抜き1,190万円、税込みにいたしまして、1,249万5千円で落札をしております。

12月1日付で工事請負契約を締結し、現在、その他プラスチック類、不燃ごみの仮設積替え作業場となります、11月18日にも現場を調査いただきましたが、最終処分場西側斜面に進入路を設けまして、空きスペースに平面ヤードを造る作業を行っておりまして、それが完成次第、現在、その他プラスチック類、不燃ごみを積替えるためのピットのシュート部分の改造を行うこととしておりまして、平成24年3月21日までには竣工する予定で進めているところであります。

次に、平成23年度の生ごみ分別収集モデル事業の実施状況であります。

平成23年度は、モデル自治会として、幸前、白石畑、並松4連合の計6自治会453世帯と、モデル世帯として60世帯、計513世帯でモデル事業をスタートいたしました。

その後、環境井戸端会議などで協力を呼びかけまして、モデル自治会では、高安西団地自治会63世帯、芝の口東自治会の一部17世帯、西の山住宅自治会170世帯、東里自治会161世帯、計4自治会411世帯が加わりまして、現在10自治会864世帯がモデル自治会として取り組みをいただいております。そしてモデル世帯につきましては、広報紙などで募集いたしました結果、今年度新たに61世帯が加わり、計121世帯、モデル自治会・モデル世帯を合わせまして、本日現在で985世帯において生ごみの分別収集にお取り組みいただいているところであります。

平成23年度は、モデル世帯を1,500世帯に拡充するという目標を掲げ取り組んでおりまして、現時点では約500世帯ほど少ない状況でございますが、現在、紅葉ヶ丘自治会、神南自治会、服部自治会、幸進町自治会などからモデル事業参画への意思表示をいただいております。

これらの自治会で実施していただければ、目標でございます1,500世帯を超えることにもなりますので、町といたしましても、できるだけ早い時期に

実施していただけますよう、現在、意思表示をしていただいております自治会長様等と調整をしているところであります。

また、11月末現在の処理状況であります。モデル事業で50.39t、学校給食で12.62t、事業所のモデル事業で22.03t、合計85.04tと可燃ごみの約3%に相当する量が堆肥化処理されているところであります。

なお、平成24年度は、さらに2,500世帯での生ごみの分別収集実施を目標としておりますので、委員の皆様におかれましても、お知り合いの方などにお声をおかけいただくなど、モデル世帯増加へのご協力をお願いいたしまして、継続審査であります。環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについての説明とさせていただきます。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。
木田委員。

木田委員 こないして、生ごみの収集によって、ごみ減量化されておりますねんけども、これから可燃ごみを三重中央開発ですか、そこへ持っていかれるということなんですけども。とにかく、今までパッカー車2回ぐらいあれ火災起こしてますわな。だから、それを積み替えるということなんですけれども、そういうごみを、もしか間違えてというか、ちゃんとそれを分別して向こうへ持っていかなければですよ、向こうで何かそういう事故でもあったら、町はその責任を負わんなということになるから、やはり町民に対して徹底して、異物っていうんですか、そういう物を混入しないようにですね、これからも啓発してもらわなければ、もしかそういうことで事故でもあったら、向こうの企業としてもですね、全部やっぱり、町のほうに責任を転嫁されてくると思いますので。その点を、慎重に、町民に対して啓発というんですか、それを徹底してやってもらいたいなということをお願いしたいと思いますねんけども。とにかく、そういう不純物っていうんですかね、可燃の中にそういうものを入れないということ、これは誰も分かっていると思いますけど、たまたま入ったんかどうかもしらんけれども、今まで2回ほどそうして車が燃え上がったというんで、車やなしに、ごみですか、だからそういうものを絶対に混ぜないようにということをお願い

してもらいたいなということを、よろしくお願いします。

委員長 要望でよろしいですね。他ございませんか。 辻委員。

辻委員 事前委員会で、ごみの積み替え施設を視察させていただきましたけれども、これ、地元、補償ではないですけれども、いろいろ地元の意向も調整しながら進めていただきたいと思いますけど。ある程度、地元については、こういう施設ができる、こういう図面ができる、こういう格好でできますよということは周知されているのかどうか。

環境対策
課長 地元と説明をさせていただいたとき、本施設の規模及び建屋内で作業するという説明はさせていただいております。それで、今回の仮設工事につきましては、事前に自治会長様に工事の方法等については協議をさせていただいている状況であります。

辻委員 特に地元からこんなんしてほしいとかいう、要望やなしに意見があったのかどうか、言いにくかったら別に構へんねけれども、ある程度、例えば、道路面でこうしてほしいとか、こないだ見に行ったときは、木の、道路に被っているというような状況もまだ現在もあったような感じもしますので、そのへんの整理も以前にも要望されていると思いますけども。

環境対策
課長 特に地元からは大型車が通行するというところで、交通安全対策については強い要望をいただいております。そういった中で、道路にはみ出ている木については、現在、建設課のほうで年内をめどに発注する段取りで進めていただいております。また、待機スペースにつきましても、今年度、3ヶ所を舗装させていただきまして、待機スペースも設けております。また、一部細い区間につきましても、今後拡幅に努めるということで、地元と協議をしております。

辻委員 できるだけ、地元、特に、最終処分場の前が、特に狭いような感じもあります。その辺も十分やっぱり、出入りが激しいですので、そのへんの対策もちょっと早急にまたお願いしたいと思います。

それと、今、生ごみの関係でこう言われていましたけども、特に生ごみをするとということ、地元の説明にいかれても、多分なかなかこう「よっしゃ」というてくれるところが、なかなか即受け入れるということは、なかなか住民感情としては難しいのかなというような感じもします。我々自治会でもさしてもらっていますけれども、今現在、1年余りするなかで、初めいろいろ問題も言われている方が、便利ですよということでもいわれていますので、その辺も十分PRしながら、今現在されているとこの状況も、これからされる場所に知っていただくなかで、もっとPRに努めていただきたいというふうに考えています。それと、これ、以前に言わしていただきましたけれども、かなりやっぱりこの、収集というのか、設置して、また取りに行くというのが、かなりやっぱり従業員の方にも負担になっているのかなと、かなり重たいですので、入れもんが、重たいですので。リフトか何かでされてますけども、そのへんの処遇改善というのか、余りこう、本来の収集終わってからされているという感じも受けますので。その辺の改善を、やっぱりある程度、職員さんの話も聞きながら進めていただきたいということを思ってます。その辺について、今、1,500世帯ぐらいやったら、今の職員でいけるというような判断もされていますけれども、私はちょっと厳しいのかなというような、個数にもよりますけど、設置する生ごみボックスの個数にもよりますけども、その辺はどのように考えるのか、お願いします。

住民生活
部長

今おっしゃいましたように、今まあ、今年1,500世帯目標ということで、来年は2,500世帯目標ということになってまいりますので、これ今の現員の職員で、午前中、可燃ごみあるいは不燃ごみの収集を行って、また昼から、生ごみの収集ということで、やはりこれ段々拡大していきますと、やはり今の現行の職員で対応できないというような状況が出てまいりましたら、またそのときには、いろんな、委託ということも考えながら、いろいろな方法でまた検討してまいりたいというふうに考えております。

辻委員

先日の事故のこともありますがけれども、やっぱり職員さんの労働というか、働く基準も、環境もある程度やっぱり整備したってほしいということを要望させていただきます。

委員長 他ございませんか。 里川委員。

里川委員 ごみの積替え施設の関係で、各議員皆さん、ここの委員会以外の皆さんも、交通安全対策ということをしきりとおっしゃられております。私自身も、白石畑に時々上って、降りるとき、どうしてもかなりのカーブ、かなりの坂ですのでね、意外と、気をつけていないとスピードが出すぎてしまったり、調節はするんですけどもね、そのときにトラックがぱっと上ってきたときに、ちょっとびっくりするときがあるんですね。ですから、実際、スピードの出し方とか、そういうものについての警告、景観にもよりますけれども、ただ斑鳩町の白石畑の上にお住まいの方だけではなくて、あそこを平群から抜けてきて通過するような方もいらっしゃいますのでね、そしてまた季節によっては、よそから来て、山のほう登ったり、いろいろされますのでね、そういう警告をするような標識であったり、そしてまあ業者さんには、もちろん、こういうことを気をつけてくださいということはもちろんそうなんですけれども、職員さんであったり、そしてまた、通行される一般の方にも啓発できるように、カーブミラーの見やすい、そういうのを、きちっと全部点検をきちっとしていただきましてね、必要な箇所には、そういう警告的な標識なんかもつけていただいて、このことによって事故がおこったということがないように、ぜひとも最大限の注意を払っていただきたいということを、重ねてお願いをしておきたいと思います。

委員長 他、ございませんか。

(な し)

委員長 他にも意見がないようですので、継続審査については終わらせていただきます。なお、ご案内のとおり、当委員会終了後に、可燃ごみの処理委託業者の処理施設の現地調査を行いますので、委員の皆さんには、よろしく願います。

それでは、次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

(1) 国民健康保険税等の夜間・休日納税相談の実施について、理事者の報告

を求めます。 寺田国保医療課長。

国保医療
課長

それでは、各課報告事項の（１）の国民健康保険税等の夜間・休日納税相談の実施につきまして、ご説明申し上げます。

国民健康保険税や後期高齢者医療保険料を納期までに納付できなく、仕事の関係等で、どうしても平日に役場の開庁時間に相談にいけないといった方のために、昨年度、初めて、夜間また休日に納税相談窓口を開設いたしました。そして、１２人の方から納付相談をお受けし、分納誓約等を受けております。そうしたことから、今年度も、来年の１月から３月にかけて未納も含めまして、呼び出しの方も含めまして実施をいたしたいと考えております。開設日時は、夜間窓口が、来年の１月、２月、３月の第２、第３、第４木曜日で、時間は午後８時までとし、休日につきましては１月、２月、３月の最後の日曜日とし、時間につきましては午前１０時から午後４時までとしております。

周知につきましては、今月発行の広報の１２月のお知らせ版に掲載をいたしたいと考えております。以上で、夜間・休日納税相談の実施につきましてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、なにかご意見、ご質疑ありましたらお受けいたします。

（ な し ）

委員長

その他に理事者のほうから報告ございませんか。

（ な し ）

委員長

以上で、各課報告事項については終わります。

続いて、４．その他について、各委員より質疑等があればお受けいたします。
里川委員。

里川委員

私たちは子育て支援のことでいろんな話もさせていただいてきているんで

すけれども、今ちょっと政府の動きを見てとても心配なのが、子育て新システムの問題なんです。ちょっと前までは、幼保一元化、幼保一元化という話が出ておりましたけれども、最近では子育て新システムという言い方で、保育に関するところでも、非常にものすごい動きが出てきているんですね、いろんな場所で検討されているのを見ていると。少し怖いような気がするんですけれども。あらためましてね、斑鳩町では、子育て支援に力を入れてきて、保育所も満杯であるというようなこともあって、改造もし、そして新年度では保育士の採用も4名やっていきたいということもおっしゃっていただいておりますので、私は、以前より、町長が保育行政についての価値というんですか、そういうものをきちっと位置づけを持っていただいているとは思っているんですけれども。こんなにいろいろ制度をいじくろうと、国のほうでね、している中で見ていると、少し怖いような気になっています。今後なんですけれども、斑鳩町では、この国の動きを見ながら、どんなふうになっていくのか。どうしようというふうに考えておられるのか、現時点で、国の動向なんかどう踏まえてはいいのか、この辺ちょっと一遍、この際ですのでね、担当の委員会として聞いておきたいなというふうに思っているんですけど。

町 長

私、今、奈良県の町村会長ということで、必ず月に1回は全国町村会の関係で、行政部会という所属をさせていただいています。その中でやっぱり出てきますのは、子育て支援とか、あるいはいろんな関係等、今一番大きな問題は、この民主党の税制では、自動車取得税あるいは重量税が廃止するということがマニフェストに書いておりますけれども、この関係については政府税調は、やはり、財務省あるいは総務省は、やはり地方の財源を確保するためには、これはなかなか難しいということで、エコをやるということで、増税をしてですね、エコカーということで、それを財源を充てるというふうには一応凌いでますけれども、いずれにいたしましても、この保育所とかいろんな関係等については、国の見方というのは、だいたい、都会を中心に考えているわけですね。我々、鳥取県の町村会長も、もっと下々のことを考えていただかなかっただら、その国と、東京都とかあるいは大阪、あるいはそういうところの都市関係ですね、それ以外のやっぱり、町村の末端の人口1万とかあるいは2万のところでは保育をやる、その保育というのは、やっぱりなかなか都会と違って、やっぱり田舎の

ところは田舎の保育をしていかなければいけませんし、そういうところの差がたくさんあるということで、今やっぱり、もう少し、やっぱりこういう町あたりは、スペースを国の基準のような関係ではとてもあれですから、何ぼでも広げられますから、そういう枠をやっぱり国は認めてほしいとか、そういうことを求めているわけですがけれども。いずれにしても、今一番問題は、将来的にやっぱり、今、奈良県でも何市かで、今、高田市とか、天理市とか、生駒市で、こども園と、幼稚園と保育所と合同という感覚でやっています。このこともどういう形になっていくのか、これについても国のほうの補助制度がどういう形になっているのか、交付金制度ですから。そこらのことも十分踏まえる中で、将来、斑鳩町としても、私はやっぱり、今現状で、子どもさんを待機をさせない、当初は定員の関係で、抽選をしたり、あるいは、その関係で弾力的にやっぱりやってきたら、今こうして預かっているということで、あわ保育園では180名、190名ということでございますけれども。今度、皆様方のご理解をいただくなかで、この会議室を部屋にあてていくと。あるいは、また保育士を4名採用するということでもいきますけれども、いずれにいたしましても、やっぱり、あわ保育園、あるいは、たつた保育園の関係だけで、将来的にこれでいけるのかということになりますと、またそういうこともひとつの視野に入れていくという方向も考えなければいけないなということも思っております。いずれにいたしましても、これだけの日本の国を支えていく子どもさんが、いかにすくすくと育てられる環境をですね、私はやっぱり、委員の皆さんもおっしゃっていただくように、できるかぎり努力をしながらですね、職員がそういう方向づけを示していただければいいななかで、我々としても、それを最大限の裁量をもってですね、取り組んでいきたいという気持ちでおりますし、やっぱり、子どもに対する期待というのか、できるだけ少子ですから、子どもさんが少ないですから、その子どもさんをいかにやっぱり伸ばしていくかということが、我々にとっては一番大事ではないかと思っておりますので、できるだけそういう点では、全国の町村会の会合でも、そういう旨を、やはり地方として、国のほうの意見にまとめてほしいということもご要望申しあげますので、これからも積極的にそういう点については努力をしてまいりたいと思っております。

里川委員 | 町長から、いいご答弁をいただきました。本当に都市部と田舎とでは違いま

すし、斑鳩町は特に、子育て支援、ずっとここ何年間かでやってきている中で評判もよくなって、若い人はねけっこう来ていただいています。転入していただいたり、ですから、これを続けていきたいですしね、そういう環境を整えることもしていきたいし、でも国の動向は気になるしということですね、私も心配をしているところですが、町長の答弁を聞いて、また町長の立場で、また町村会のほうでもがんばっていただきたいと思います。

それとですね、すいません。2点だけあと聞かせていただきたいんです。ひとつお聞きしたいのは、ちょっとよその自治体であった事例で、斑鳩町はどうだろうかと心配な問題なのでお尋ねいたしますが、年金であったり、子ども手当を、いろいろな住民税であったり、各種税金があると思うんです、国保税にしても。そういう滞納があったときに、年金、子ども手当から差し押さえをするというような自治体があるらしいんですね。斑鳩町では、多分そういうことはされてないというふうには思っているんですけども、どうでしょうか。子ども手当とか、そういうところからは。その点ちょっとお尋ねしたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

委員長 西本総務部長。

総務部長 お尋ねの、町税等の差し押さえでは、今、子ども手当からの差し押さえということはやっておりません。年金もいっしょです。

里川委員 多分そうだろうとは思ったんですが、ちょっと確認だけさせてもらいました。斑鳩町は、多分、そんなひどいことはしないだろうと思っております。

それともう1点ですね、以前にも私1回お尋ねしたことあるんですけどもね、ポリオのワクチンの、不活化ワクチンというのを導入すべきではないかという声がもう以前から出てきてまして、以前にもお尋ねさせていただいたんですけどもね、現状どうなっているのでしょうか。不活化であれば、本当に安全であると。ポリオの事故というんですか、そういう副作用というのは、やっぱり多少なりとも、この10年間で15人ほど、やっぱりそういう影響を受けておられるいう状況が出てる中で、不活化であれば完全に安全であるという状況があるので、これ今現状どうでしょう、どんなふうに進んでいるんでしょう。

健康対策
課長 不活化ポリオワクチンですけども、今現在、この開発につきましては、国内で開発が進められております。厚生労働省は、可能な限り迅速に行うということをおっしゃっていますが、導入時期についてはまだ明らかになっていない状況であります。

里川委員 わかりました。

委員長 よろしいですか、他ございませんか。 木田委員。

木田委員 年末年始のごみの収集についてですね、今年度は今の焼却場でされると思いますねんけども、24年度について、それ以後についても、もうあそこ24年度から解体とか、3ヵ年計画で解体とか書いてますからね、あそこでは年末年始とか持ち込みできないのではないかと思いますねんけれども、その白石畑に今みたいな年末年始のごみの持込があそことなったらですね、あの道路がずっと渋滞するようなことになったら、ちょっとたいへんではないのかなというふうな、そういう心配をしますけれども、それについて、どういうふうに町は考えておられるのかお聞かせ願いたいと思います。

環境対策
課長 質問者がおっしゃいますように、平成24年度から解体のための準備に入ります。そういったことから、地元で、4自治会で説明させていただいたときには、24年の年末はもう衛生処理場での特別の持込はしませんということを発表させていただいています。また、年末、白石畑で回収をいたしますと、質問者がおっしゃいますように、町道157号線が渋滞する恐れもありますので、24年の年末につきましては、別の場所で臨時の持ち込みスペースを設けて、そちらで回収しようということで、現在計画をしております。

木田委員 その別の場所ということなんですけれども、その場所、まだ決まっていな
いわけなんですか。

環境対策 現在計画しております場所は、役場の東側の駐車場、もしくはもう1ヶ所、

課長 三井の観光駐車場あたりで、2ヶ所くらいでできたらなということで現在調整しております。

委員長 他ございませんか。

ちょっと、私のほうから1点聞きたいんですけど。今回、保育所のほうの会議室を保育室にするということなんですけれども。この先ですよ。もっと増えていくのかどうか、その見通しについて、斑鳩町は把握しておられるのかちょっとだけ、それだけ聞きたいんですけども。 小城町長

町長 増えていく傾向があるのかというのは、子どもさんが出生されていくなか、あるいは、今、里川委員がおっしゃるように、転入をされてくる方、そういう点を含めますと、これもバランスがあって、やっぱり保育所がこれからどんどん増えていくのか、あるいは幼稚園がどうなっていくのか、そこらの関係を考えていかなければなりませんし、今特に0歳児から、7ヶ月からですね、そういう関係の方が非常に多いですから。あと、年少、年中、年長というのはだいたい定まっていますから、0歳児からの3歳未満児の関係等についての考え方をどうしていくか。将来的にやっぱり、今先ほど、全国町村会でもいろいろと関係が出ていますように、これから国がどういう制度していくのか、幼保一元化がうまくいかないとなれば、あるいは、そういう子ども園、今、天理市とか、あるいは大和高田、あるいはそういうところがやっておられますようなところを研究しながら、あるいはそういう点についても考えることもひとつの視野だと考えています。いずれにいたしましても、現状からいうて、これ以上入るところがございませんから、それとやっぱり0歳児から3歳児の、やっぱり非常に施設そのものがうまくしていかなかったら、ただその場所があるよってにそれを適応しますよということにはなかなかならんですから、将来的なことも考える中で、どういう動向になっていくのか、24、25年の動向を十分見据えて、その中で判断をしていきたいということで、建てるんか、建てないとかそういう問題よりも、どういかにしていくかということが一番大事であろうと考えています。

委員長 まあ、私も、建てるか、建てへんかと、今、町長言われましたけれども、ま

た建てて、また減った、また使わなくなったというね、そういうふうな繰り返しはちょっとできたらやめてほしいなとは思いますがねんけれども。わかりました。将来のことなので、よろしく検討のほうお願いいたします。

その他、ございませんか。

(な し)

委員長

なければ、その他についても終わります。

それでは、継続審査案件につきまして、お諮りいたします。

お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することに異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。議長におきましては、継続審査の手続きをとっていただきますようよろしくお取り計らいをお願いいたします。

これをもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますがいかがなものでございますが異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長

これをもって厚生常任委員会を閉会いたします。

(午前10時01分 閉会)

